課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する大学の入学金減免対象学生数については、当該学生数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立大学の入学金減免対象学生数とする。符号O及び符号Pにおいて同じ。）

O　市町村立大学入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

P　市町村立大学入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

Q　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立短期大学」の「令和３年度入学金減免対象学生数」（以下「市町村立短期大学入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する短期大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である公立大学法人の設置する短期大学の入学金減免対象学生数については、当該学生数を当該短期大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立短期大学の入学金減免対象学生数とする。符号R及び符号Sにおいて同じ。）

R　市町村立短期大学入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

S　市町村立短期大学入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

T　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立高等専門学校」の「令和３年度入学金減免対象学生数」（以下「市町村立高等専門学校入学金減免対象学生数」とい

課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である地方独立行政法人法第68条第１項の公立大学法人の設置する大学の入学金減免対象学生数については、当該学生数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立大学の入学金減免対象学生数とする。符号AA及び符号ABにおいて同じ。）

AA　市町村立大学入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

AB　市町村立大学入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

AC　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立短期大学」の「令和２年度入学金減免対象学生数」（以下「市町村立短期大学入学金減免対象学生数」という。）のうち「非課税世帯：満額区分」の数（公立大学法人の設置する短期大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である地方独立行政法人法第68条第１項の公立大学法人の設置する短期大学の入学金減免対象学生数については、当該学生数を当該短期大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立短期大学の入学金減免対象学生数とする。符号AD及び符号AEにおいて同じ。）

AD　市町村立短期大学入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：２／３区分」の数

AE　市町村立短期大学入学金減免対象学生数のうち「準非課税世帯：１／３区分」の数

AF　授業料等減免対象学生数等調査に基づいて文部科学省に報告された「市町村立高等専門学校」の「令和２年度入学金減免対象学生数」（以下「市町村立高等専門学校入学金減免対象学生数」とい